

寄附金等取扱規程

(2020年3月5日決定、
2022年1月11日最終改訂)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人真生会館（以下、「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 用途を特定せず受領する寄附金
 - (2) 特定寄附金 公益目的事業に関し用途を特定して受領する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金)

第3条 この法人は、一般寄附金を受領することができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用する。

(特定寄附金)

第4条 特定寄附金を受領するときは、寄附対象事業、寄附対象金額、寄附理由、資金用途及びその他必要な事項を記載した書面（「趣意書」）を受領しなければならない。

- 2 特定寄附金について寄附者から条件が付されているときは、その受領及び取扱いにつき、理事会の承認を求めるものとする。
- 3 特定寄附金の受領が、この法人の業務の遂行上支障があると認められる場合及び社会通念上不相当と認められる場合は、理事会の承認を得て当該寄附金を辞退するものとする。

(受領書の送付)

第5条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。ただし、匿名の一般寄附金についてはこの限りではない。

(情報公開)

第6条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措

置を講じるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。なお、改廃を行ったときは、評議員会に報告するものとする。

(細則)

第8条 この規程の実施について、必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。